答　　申

諮問第１４号

第１　審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し、平成２６年８月８日付け海建用第１５０号で行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第２　異議申立てに係る経緯

本件異議申立てに至る経過は、以下のとおりである。

１　開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成１４年和歌山県条例第６６号。以下「条例」という。）第１６条第１項に基づき、実施機関に対し、平成２６年３月２８日付けで「『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事件』と記載された○○○○名の入った文書（法務局、財務事務所他へ提出している）」と記載された保有個人情報の開示請求を行った。

２　開示決定期限延長通知及び補正通知

実施機関は、条例第２２条第２項に基づき、異議申立人に対し、平成２６年４月７日付けで、開示決定の期限を延長することを通知した。

また、実施機関は、条例第１７条第３項に基づき、異議申立人に対し、平成２６年５月２３日付け、平成２６年６月２４日付けで、補正通知を２回行った。

なお、補正における、異議申立人からの応答はなかった。

３　本件処分

実施機関は、保存期間経過による廃棄のため、平成２６年８月８日付けで本件処分を行った。

４　異議申立て

異議申立人は、平成２６年８月９日付けで、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第３　異議申立ての内容要旨

１　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すことを求めるものである。

２　異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

（１）開示請求対象は、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事件」の判決書の写しであり、法務局、財務事務所、その他へ提出したものである。実施機関は、法務局、財務事務所へ提出した文書と特定しているが、それら以外、その他へも提出しているものが存するのではないか。

（２）異議申立人が、５年ほど前に開示請求対象を、実施機関の担当課において実見し、その際、当該文書には永久保存と記載されていた。よって、保存期間経過による廃棄とする本件処分は誤りである。

（３）条例には、補正を行う場合、実施機関は補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとあるが、本件補正通知には、補正の参考となる資料が添付されていない。これは条例違反である。

（４）補正に応じない場合、非開示決定となる等は、条例に規定されていない。このような決定は条例違反である。

（５）実施機関は種々の公文書を隠蔽等している。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報非開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

１　開示請求対象について

開示請求対象は、「『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事件』と記載された○○○○名の入った文書（法務局、財務事務所他へ提出している）」であり、公図訂正等書類に添付されていたものと判断したが、「法務局、財務事務所他へ提出している」の内、「他」とは何を指すのか不明であった。

このため、異議申立人に対し、請求の対象となる文書の特定が難しいため、文書名等の正式な記載をお願いする補正通知を行った。しかし、異議申立人から応答がなかったため、再度、異議申立人に対し、前内容に加え、補正に応じない場合は開示請求対象の特定ができないため非開示決定となる旨の説明を添えて、補正通知を行った。しかし、異議申立人からの応答はなかった。

２　開示請求対象の特定について

開示請求対象の特定について、異議申立人が補正に応じず、適切な特定が難しい状況であったが、条例の趣旨を鑑み、無下に特定できないとするのではなく、ある程度の事実関係を踏まえ判断することとした。

まず、開示請求対象は公図訂正等書類に添付されていたものであり、通常の公図訂正等の登記に係る案件を考えれば、書類等は法務局に提出するものである。その内、国有地を含んだ公図訂正の場合は、法務局に加え財務事務所へも書類等の提出が必要となる。そして、その他の機関等へ書類等を提出することは、通常では考えられない。

このことを踏まえて、本件に係る公図訂正は、国有地を含んだものであるため、開示請求対象は、法務局及び財務事務所へ提出したものと判断し、「『平成１３年３月２３日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人による法務局に対する和歌山市○○○字○○○地内公図訂正申請書』に添付された『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事件』と記載された○○○○名の入った文書。」及び、「『平成１３年１月１８日付和歌山財務事務所受付第４４号地図訂正同意願書』に添付された『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事件』と記載された○○○○名の入った

文書。」と特定した。

3　本件処分について

実施機関は、特定した文書について、保存期間５年が経過し、既に廃棄しているため、本件処分を行った。

第５　審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1　開示請求対象の相続について

開示請求対象である「『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事件』と記載された○○○○名の入った文書（法務局、財務事務所他へ提出している）」は○○○○の個人情報であるが、このことに係る不動産は、諮問第１１号答申より、異議申立人の相続財産であることが確認できる。よって、開示請求対象は異議申立人の個人情報であると認める。

2　特定の妥当性について

本件開示請求対象は、公図訂正等書類に添付されていたもので、公図訂正等書類は、法務局及び財務事務所以外の機関等へ提出することは考えられないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、開示請求書にある「法務局、財務事務所他へ提出している」における、曖昧な「他」という表現に対して、事実関係を踏まえ、「他」へ提出することは考えられないとし、開示請求対象を「法務局」及び「財務事務所」へ提出したものと特定した実施機関の判断は、実施機関が、複数回、異議申立人へ補正通知を行ったが、応答が無かったことを併せて考えるに、是認できるものである。

3　本件処分の妥当性について

本件開示請求対象は、諮問第８号答申の別紙３及び４と同じ開示請求対象であると認められ、同答申内で述べているとおり、本件開示請求対象は既に廃棄されていると見ることが相当と判断する。

4　補正について

異議申立人は、補正の参考となる資料を添付しないことは条例違反であると主張する。しかし、条例第１７条第３項には、補正において、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とあり、参考資料を添付しなければならないとの義務規定は存しない。参考資料の添付がなくとも、例えば、軽易な文言の補正であれば、口頭でその情報を提供する場合等が十分に想定される。よって、補正の参考となる資料の添付がなくとも、直ちに条例違反とはならない。

また、異議申立人は、補正に応じないため非開示決定とすることは条例違反であると主張する。しかし、本件処分は、事実関係を踏まえ、開示請求対象の特定を行ったうえで、保存期間経過による廃棄のため非開示決定としており、補正に応じないため非開示決定としたものではない。

なお、実施機関の補正通知書には、補正に応じない場合は開示請求対象の特定ができないため非開示決定となる旨の説明が記載されているが、これは、補正に応じないため、即、非開示決定となるものではなく、補正に応じず、開示請求対象の特定ができない場合、非開示決定となるものであることを付記しておく。

5　結論

以上により、当審議会は、本件処分に関し「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関は種々の公文書を隠蔽等しているとの異議申立人の主張は、本件請求に係る開示決定等の判断に直接関係しないものであり、当審議会の判断する事柄ではない。

6　付言

開示請求者において、開示請求書中、保有個人情報を特定するに足りる事項欄に曖昧な表現を記載することを控えるとともに、実施機関からの補正には真摯に対応することを期待する。

また、実施機関において、補正の参考となる情報を提供する努力に、より一層励むことを期待する。

第６　答申に至る経過

年　月　日	審　査　の　経　過
平成２６年　８月２１日	○諮問（実施機関）
平成２６年　９月１０日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成２６年　９月２９日	○異議申立人から意見書を受理
平成２６年１１月２８日	○審議
平成２６年１２月１２日	○実施機関からの説明及び意見聴取
平成２７年　１月２３日	○異議申立人からの説明及び意見聴取
平成２７年　２月２７日	○審議
平成２７年　３月１９日	○審議